

千葉県教育委員会会議議事録

令和元年度第13回会議（定例会）

1 期 日 令和2年3月11日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時57分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 佐藤 眞理
井出 元
貞廣 齋子
花岡 伸和

3 出席職員

教 育 次 長	吉野美砂子
企画管理部	
企画管理部 長	山口 新二
企画管理部 次長	吉野 光好
教育総務課 長	藤谷 誠
企画管理部副参事兼教育総務課 人事給与室長	富岡 健治
教育政策課 長	岩崎 雅夫
企画管理部副参事兼 教育政策課高校改革推進室長	酒匂 一揮
財務課 長	榊田 善啓
教育施設課 長	西原 正男
福利課 長	梅島 好美

教育振興部

教 育 振 興 部 長	大野 英彦
学校危機管理監	中村 敏行
教育振興部 次長	風間 慎吾
生涯学習課 長	古泉 弘志
学習指導課 長	内田 淳一
児童生徒課 長	中西 健
特別支援教育課 長	酒井 昌史
教 職 員 課 長	浅尾 智康
教育振興部副参事	吉本 明広
学校安全保健課 長	日根野達也
文化財課 長	大森けい子
体 育 課 長	加藤 俊文
教育振興部副参事兼体育課ちば アクアラインマラソン準備室長	赤池 正好

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長	植草 基充
同 主査	渡邊 雅弘
同 主査	杓名 清志
教育政策課主幹兼教育広報室長	榊原 正策

教育振興部

児童生徒課主幹兼生徒指導・いじめ対策室長	伊澤 浩二
同 指導主事	白木 康彦
教職員課主幹兼管理室長	細川 義浩
同 主席管理主事	増田 武一郎
同 管理主事	池田 淳一
同 管理主事	山崎 博志
同 管理主事	松本 聡
同 主幹兼人事室長	和久 純
同 管理主事兼小中学校班長	神澤 賢
同 管理主事	金親 秀樹
同 管理主事	樋口 清之
同 主幹兼任用室長	鈴木 克之
同 管理主事	村田 歩
学校安全保健課主席指導主事保健班長	茂木 義久
同 指導主事	仁科 日香
同 副主査	井上 由紀子
文化財課副課長	藤田 豊
同 学芸振興室副主幹	乃一 哲久
体育課主幹兼スポーツ推進室長	都丸 輝信
同 指導主事兼競技スポーツ班長	津田 亘彦

事務局

企画管理部教育総務課副課長	青柳 誠
同 主幹兼委員会室長	神子 純一
同 主幹兼文書・情報室長	大野 光紀
同 委員会室副主幹	初芝 亨
同 主査	今井 清人
同 副主査	稲田 敏志

4 教育長開会宣告

コロナウイルス感染防止のため、先週から県内の公立学校が臨時休校となっている。子供たちは自宅学習になっており、友達と一緒に勉強できない、遊ぶことができなくなっており、寂しい思いをさせていることは大変残念に思っている。色々な形で、家庭でのご協力をいただいていることに感謝申し上げます。一刻も早く、子供たちのにぎやかな声が学校に戻ってくるように、県教育委員会としても刻々と変化する状況に、迅速に的確に対応していく。

5 署名人の指名 貞廣 齋子 委員

6 令和元年度第12回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第73号議案から第84号議案の議案12件、報告1及び報告2の報告2件

である。第74号議案から第84号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第73号議案 懲戒処分の指針の一部改正について

【教職員課長】

議案資料1-1ページを御覧いただきたい。本件は、繰り返し不祥事根絶に向けた取組を行ってきたにもかかわらず、教職員による、USB等の外部記録媒体に保存した個人情報紛失事故及び児童生徒に対するわいせつ・セクハラ等の重大な事案が後を絶たない実態等を踏まえ、「懲戒処分の指針」の一部を改正するものである。

2の改正内容であるが、1点目として、個人情報の管理の徹底を図るため、児童、生徒等に係る重要な個人情報を、管理職の許可なく私物の外部記録媒体に保存し、校外に持ち出した職員を「戒告」とする。2点目として、児童生徒に対するわいせつ・セクシュアル・ハラスメントを根絶するため、児童生徒に対してソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを行った職員を「戒告」とし、3点目として、児童生徒を教職員の運転する自家用車等に管理職の許可なく同乗させた職員を「戒告」とする。

議案資料1-2ページを御覧いただきたい。個人情報の管理については、「1一般服務関係（8）個人情報の紛失・盗難」に、イとして、児童、生徒等に係る重要な個人情報を、管理職の許可なく私物の外部記録媒体に保存し、校外に持ち出した職員の項目を追加した。

児童生徒に対するわいせつ・セクシュアル・ハラスメントの根絶については、「3児童生徒に対する非違行為関係」に「（3）その他」を新設し、アとして、児童生徒に対してソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを行った職員、イとして、児童生徒を教職員の運転する自家用車等に管理職の許可なく同乗させた職員の項目を追加した。

議案資料1-3ページを御覧いただきたい。今回の改正については、令和2年4月1日以降に発生した事案から適用する。

【貞廣委員】

指針を厳格化しなければならないのは残念である。情報漏洩の防止、セクシュアル・ハラスメントの防止についての改正であるが、飲酒運転の根絶についても、継続して方策を検討していくことが必要である。

【澤川教育長】

飲酒運転について、現状での取組について説明をお願いします。

【教職員課長】

飲酒運転事故の根絶に向けての取組は、これまでも校長会議や教育事務所の管理課長会議等を通して進めている。校内研修等を行っているにも関わらず、事故を起こした当事者の心に届いていない。モラルアップ委員会の代表者会議等を通じて、どのような研修が効果的であるか、具体的な事例を紹介しながら、参加型の研修を進め、引き続き根気強く取り組んでいく。

【貞廣委員】

継続的に研修に取り組んでいただきたい。当事者意識を持っていなくても、飲酒運転をしないような方策について、継続的な検討をお願いします。

【佐藤教育長職務代理者】

ソーシャル・ネットワーキング・サービスについて、児童生徒側に対しても、教職員とやり取りをすることを禁止する通知をした方がよい。

過去に持ち出した個人情報等の漏洩についての対応について伺いたい。

【教職員課長】

SNSの使い方については、担当課から児童生徒に対し、適切な使用について指導を行っている。SNSでの相談窓口等の周知を行い、生徒からの訴えやすい環境づくりが必要である。

個人情報の取り扱いについては、現在のシステムを導入する前に、私物のUSB等に記録されている情報が課題であり、自宅等に残っている電子データの消去の徹底について方策は不十分であると考えており、取組を強化していく。

【澤川教育長】

5年前に保存したデータを4月以降に紛失した場合の対応はどうか。

【教職員課長】

指針改正前に保存したデータでも、4月以降に事故が発生した場合には、この指針を適用して対応する。

【澤川教育長】

指針の改正をしっかりと周知し、年度末に削除、廃棄する期間を教職員に与える必要がある。確認であるが、今回改正される3つの行為について、これまでどのような形で教職員に伝えていたのか。

【教職員課長】

教職員の綱紀の粛正についての通知の際に、これらの内容について繰り返し指示をしてきた。

【澤川教育長】

第73号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第73号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和3年度公立学校教員採用候補者選考について

【教育振興部副参事】

報告資料1ページを御覧いただきたい。教員採用候補者選考については、より優秀な人材の確保に向け、毎年度、改善を図っているところであるが、来年度は次のような変更を行う。

1点目は、「筆答問題（教職教養）の内容変更」である。ホームページ等で出題範囲を分かりやすく公表するとともに、実施時間と問題数を変更し、内容を精選してバランスよく出題する。

2点目は、「元教諭特例選考の条件緩和」である。育児や介護等で退職した方の再チャレンジ機会の拡大のため、志願要件を緩和する。今まで10年以内の退職者を15年以内の退職者に、また、実務経験を5年から3年にそれぞれ緩和する。

3点目は、「県外受験会場の変更」である。東北会場は、盛岡会場1つに統合し、金沢会場を中止とし、新たに名古屋市に臨時会場を設置する。

4点目は、「栄養教諭選考区分の新設」である。栄養教諭の退職補充及び未配置解消をねらい、栄養教諭選考区分を新設する。

5点目は、「英語資格・検定基準をCEFRに統一」する。今まで、各資格・検定ごとに定めていた基準を、文科省が示すCEFRに統一する。これにより、小学校英語教育推進と中高英語科特別選考の志願要件が変更となる。

6点目は、「小学校大学推薦に小学校英語教育推進枠」を加える。より多くの中高英語免許所持者及びCEFR B2資格所持者の確保を目的としている。

報告資料3ページを御覧いただきたい。5の選考日程であるが、実施要項については3月12日(木)15時に千葉県教育委員会ホームページで公表する予定である。配布については、3月13日(金)から開始する。

第1次選考は7月12日(日)に県内8会場及び盛岡・名古屋の県外2会場で実施する。第2次選考は、8月中旬から下旬に県内会場で実施する予定であり、いずれも、オリンピック及びパラリンピック大会の日程と重ならないようにした。これは、志願者が大会のボランティアとして参加したり、世界中のトップアスリートが集う競技を観戦したりする経験がこれからの教員生活の糧になるものと考えられること、千葉市内における会場周辺の混雑を回避すること等に配慮したものである。

【澤川教育長】

コロナウイルスの拡散が心配される。志願は電子申請で対応できるか。また、実施要項をダウンロードすることができるか。

【教職員課副参事】

志願は電子申請で対応できる。また、実施要項は、ホームページからダウンロードすることが可能である。

【澤川教育長】

今後も、ネット上でできることはできる限り対応し、コロナウイルス拡散防止に留意していただきたい。

報告1は終了。

報告2 第75回国民体育大会冬季大会 千葉県選手団の成績について

【体育課長】

報告資料6ページを御覧いただきたい。第75回国民体育大会冬季大会は、スケート競技会及びアイスホッケー競技会が、青森県八戸市・三沢市・南部町で、スキー競技会が、富山県富山市・南砺市で開催された。本県からは、スケート競技会に22名、スキー競技会に30名、総勢52名の選手団を派遣した。

競技結果は、スケート競技会において、スピードの成年男子2000mリレーが、第6位、フィギュアの少年女子が、第4位に入賞した。冬季大会総合成績は、男女総合成績である天皇杯得点で48点を獲得し、第28位、女子総合成績である皇后杯得点で35点を獲得し、第21位であった。

参考として、過去3大会の本県の成績を掲載している。今回の冬季選手団の健闘を皮切りに、鹿児島県で開催される本大会、「燃ゆる感動かごしま国体」での上位入賞を目指し、競技力の向上に努めていく。

【澤川教育長】

滑り出しとしては良いので、今後も強化に努めてほしい。

報告2は終了

<傍聴・報道 退出>

第74号議案 千葉県いじめ対策調査会委員の任命について

【児童生徒課長】

議案資料9-1ページにある「千葉県いじめ対策調査会の概要」を御覧いただきたい。本調査会は、いじめ防止対策推進法に規定される教育委員会の附属機関であり、千葉県いじめ防止対策推進条例で設置が規定されている。

本調査会は、いじめの防止等に関する調査研究、県が実施するいじめ防止対策に関する審議、重大事態が県立学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査を担当することになっており、委員の人数については、条例で「10人以内」と規定されている。また、任期は2年と定められており、今回は、平成30年に任命した委員の任期が令和2年4月19日をもって終了することを受け、新たに任命しようとするものである。本日議決されれば、任期は令和2年4月20日から令和4年4月19日までとなる。

議案資料9-3ページの「千葉県いじめ対策調査会委員名簿（案）」を御覧いただきたい。本調査会の担任事項が十分に機能するように、経験豊富で高い専門性を有する7人を任命したいと考えており、4名は再任、3名が新規の任命となる。7名の詳細は、大学関係者2名、教育行政に携わる者1名、家庭教育に関する知見を有する者1名、弁護士1名、精神科医1名、心理・福祉の専門家1名である。各委員の経歴及び選定の理由は、資料3に記載している。

【澤川教育長】

第74号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第74号議案は、原案どおり可決する。

第75号議案 千葉県公立学校職員健康審査会委員の解嘱及び委嘱について

【学校安全保健課長】

議案資料11-1ページを御覧いただきたい。千葉県健康審査会は、「千葉県公立学校職員健康審査会設置条例」によって、教育委員会の付随機関として、置かれているものである。

審査会は、一般部会、神経・精神部会、特別部会の3つの部会で構成されており、一般部会では、結核性疾患について、神経・精神部会では、神経・精神疾患について、そして、特別部会では、県立特別支援学校職員の腰部疾患について、審査を行っている。

議案資料11-2ページを御覧いただきたい。現在委嘱している14名の委員の内、No.6の寺田二郎委員、No.9の松田久実委員の2人から、一身上の都合により、辞任の申し出があったことから、委員の委嘱を解き、円滑な審査を継続するために、「千葉県公立学校職員健康審査会設置条例」第4条の規定に基づき、補欠の委員を委嘱しようとするものである。

議案資料11-3ページを御覧いただきたい。新たに任命するNo.6の伊狩潤氏は、千葉大学医学部附属病院の講師を務めており、呼吸器疾患に精通する医師である。また、No.9の深見悟郎氏は、千葉県精神科医療センターの病院長を務めており、神経精神科医療の専門家である。お二人とも、その経験と知識を活かして、学校職員の健康状態を適切に審査していただけるものと考えている。

なお、任期については、「千葉県公立学校職員健康審査会設置条例」第4条の規定に基づき、前任者の残任期間である令和3年4月22日までとする。

【澤川教育長】

第75号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第75号議案は、原案どおり可決する。

第76号議案 千葉県博物館協議会委員の任命について

【文化財課長】

議案資料12-1ページを御覧いただきたい。この協議会は、博物館法及び千葉県教育機関設置条例の規定により設置され、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、意見を述べる機関で、委員の定数は10名以内、任期は2年である。

議案資料12-2ページの「委員候補者名簿」を御覧いただきたい。備考欄にあるように、今回は、現在の委員のうち5名を再任とし、新たに5名を任命するものである。

委員候補者のうち新任となる方は、学校教育では、小学校の分野から佐倉市立佐倉東小学校校長の前林典子さん、中学・高等学校等の分野から千葉市立幸町第一中学校校長の由利知子さん、社会教育では市川市幸公民館館長の篠崎道成さん、学識経験者では、歴史学の分野から専修大学文学部教授の湯浅治久さん、美術の分野から筑波大学名誉教授の柴田良貴さんで、推薦理由については、記載のとおりである。

女性委員は4名で、構成比率は40%となっている。

【澤川教育長】

第76号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第76号議案は、原案どおり可決する。

第77号議案 学校職員の懲戒処分について

第78号議案 学校職員の懲戒処分について

第79号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第80号議案 学校職員の懲戒処分について

第81号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第82号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 3 号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 4 号議案 市町村立学校長の人事について

【教職員課長】

第 8 4 号議案、市町村立学校長の人事異動について説明する。本議案は、令和 2 年 4 月 1 日における千葉市を除いた市町村立小中学校、義務教育学校及び市立特別支援学校の校長人事についてお諮りするものである。議案資料 20-1 ページを御覧いただきたい。はじめに、市町村立学校管理職人事事務の流れについて説明する。まず、9 月 11 日の教育委員会会議で承認いただいた公立学校職員人事異動方針を市町村教育委員会に周知し、管理職人事の適正な実施を指導した。その後、教育事務所は、管理職の人事異動の構想について、市町村教育委員会と協議を行い、その結果に基づいて、各教育事務所が検討した管理職の人事異動構想について、人事状況報告会を、1 月 9 日に開催した。その後、1 月中旬以降に、2 の各市町村教育委員会からの内申を受けて、教育事務所は、各市町村教育委員会との再協議を行った。そして、3 にあるように、各教育事務所から管理職の異動案が提出され、この異動案を、事務局がさらに確認・調整し、本日の議案としてお諮りするものである。

人事案の概要を説明する。資料 20-2 ページを御覧いただきたい。1 の「校長登用必要数」だが、今年度末に退職する者は 205 名である。また、行政機関等へ異動する者は 70 名である。さらに、統廃合等による増減の結果 18 名減となり、来年度、新たに校長として必要な人数は、257 名となる。次に、2 の「新規登用者と再登用者」であるが、初めて校長となる新規登用者は、196 名である。このうち、登用前の職の内訳は、行政職から 87 名、副校長・教頭から 106 名、他の学校種から 3 名となる。また、この新規登用者に加え、行政機関等から管理職経験者 61 名を再登用し、登用者の総数は 257 名となる。次に、3 の「女性校長」だが、来年度の女性校長は、小学校が 141 名、中学校・義務教育学校・市立特別支援学校が 18 名で、合計 159 名となり、昨年度に比べ 12 名の増となっている。今後とも、女性管理職の育成、登用を図っていく。次に、4 の「平均在校年数」を御覧いただきたい。年度末に異動する校長が現在の学校に在籍していた年数を平均すると、小学校で 2.44 年、中学校で 2.36 年で、小中全体では 2.42 年となる。在職年数が下がった理由として、昨年度よりも統廃合の学校が多かったこと、退職する学校長の在職年数が、昨年度と比較して短くなっていたことなどがあげられる。20 ページからは、令和元年度末の市町村立学校長の人事案の名簿一覧である。今後とも、同一校で、より継続的に学校経営に取り組めるよう努めていく。

【澤川教育長】

校長の平均年齢は上がったのか、下がったのか。

【教職員課長】

新規登用される者の年齢については、小学校では平均 53.9 才となり 0.9 才若返った。中学校では、54.4 才となり 0.5 才若返っている。

【貞廣委員】

全国的に見て、千葉県の女性校長の登用についてはどうなのか。

【教職員課長】

全国の女性登用率は、小学校で 20.6%。中学校で 7.4% であり、千葉県においても、まだ努力が必要であると考えます。

【貞廣委員】

小学校では女性の登用が進んでいるように感じるが、中学校ではあまり女性の登用率が増え

ていない。女性だと、将来の管理職として育てていこうとするマインドが醸成されていないのではないか。また、新規の校長が困った際には、近隣の経験豊かな校長に学校経営について意見を聞くこともあると伺っている。県教委として、新規登用の校長を支援していく手立てを考えていくべきである。

【澤川教育長】

教員の50代の職員は大量退職を迎えている。私見ではあるが、学校長は、自分の後継者を育てていくべきであり、優秀な職員については、早いうちから動機付けをしていく必要があると考える。

【澤川教育長】

第84号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第84号議案は、原案どおり可決する。

9 教育長閉会宣告